

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

令和2年10月1日以降の限定的な特例措置について

○ 失業認定の取扱いについて

来所による失業の認定を行っておりますが、高齢（60歳以上）であること、基礎疾患を有すること及び妊娠中である受給者の方については、当面の間、以下により郵送による失業の認定手続を実施することといたしました。

※上記の方以外については、ハローワークへ来所のうえ、失業認定を受ける必要があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、当初予定していた認定日を、次回認定日の前日までに変更することも可能ですので、受給中のハローワークにご相談ください。

【郵送による証明認定】

◆ 郵送日

指定されている失業認定日当日から一週間以内に郵送し、失業の認定を受けてください。

◆ 郵送する書類等

「雇用保険受給資格者証」・「失業認定申告書」・「求職活動に関するアンケート（認定期間に新型コロナウイルス感染症の影響により求職活動が行えなかった方用。次ページのアンケートを印刷できる方は同封してください）」・「本人宛返信用封筒」をご郵送ください。また、「失業認定申告書」備考欄に「高齢であることから／基礎疾患を有することから／妊娠中であることから、新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」と記載してください。

ハローワークで失業認定の処理を行い、雇用保険受給資格者証と次回の失業認定申告書（支給終了となった方は雇用保険受給資格者証のみ）を郵便にて返送します。

【求職活動実績について】

◆ 失業認定申告書への記載について（受給資格者のしおりP12～16参照）

令和2年9月30日までの期間が認定期間に1日以上含まれる方又は上記の郵送による証明認定を行う方で、感染防止のため求職活動が行えなかった場合については、求職活動実績の基準を適用せずに給付を行うことができます。

失業認定申告書の3欄イに○をし、右の理由欄に「**新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が行えなかった**」と記載してください。

※ ご不明な点等は、受給中のハローワークにお問い合わせください。



求職活動に関するアンケート

感染を懸念する等の理由により前回の認定日から昨日までの間に規定の求職活動を行うことが出来なかった方については、以下の項目についてご回答ください。

1 前回の認定日から昨日までの間に行おうと考えた求職活動は何ですか。

- a) ハローワーク等での職業相談
- b) 希望した求人への申し込み
- c) 希望したセミナー等への申し込み
- d) 職業訓練等(教育訓練を含む)への申し込み
- e) その他()

2 1が行えなくなったことに伴い、どのような準備をしましたか。

- a) インターネット等(広告、折り込みチラシ等)で求人を検索
- b) インターネット等で各種セミナー情報等を検索
- c) インターネット等で職業訓練等を検索
- d) その他()

3 今後求職活動が可能となった場合に行おうと考えている求職活動は何ですか。

- a) ハローワーク等での職業相談
- b) 希望した求人への申し込み
- c) 希望したセミナー等への申し込み
- d) 職業訓練等(教育訓練を含む)への申し込み
- e) その他()